

あけまして
おめでとう
ございます



中山会計事務所 税と経営

編集 発行人
税 理
行 政 書 士

中山 慎也

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台2-2-5
松本ビル5F
TEL 045 (984) 1551 (代)
FAX 045 (984) 3389

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ワンポイント 軽自動車検時の納税証明書が不要に

令和5年1月より、軽自動車税の納付確認に係る新システム（軽JNKS）が導入され、市区町村が賦課徴収する軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムが運用されます。これにより、軽自動車の継続検査を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となります。

1月の税務と労務

国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出

本年最初の給与支払日の前日

国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日

国 税／源泉徴収票の交付、提出 1月31日

国 税／12月分源泉所得税の納付 1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)

国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月31日

国 税／5月決算法人の中間申告 1月31日

国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 1月31日

地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日

地方税／給与支払報告書の提出 1月31日

労 務／労働保険料の納付(第3期分) 1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

1月の税務処理

法定調書・償却資産 申告書の作成・提出

年明けの税務関連処理としては、法定調書や償却資産申告書など、様々な書類の提出があります。毎年のことではありますが、確認を兼ねてポイントを整理しておきます。

I 法定調書

1 法定調書とは

法定調書とは、所得税法などの法律の規定により、税務署への提出が義務付けられている資料で、現在60種類あります。

主な法定調書として、「給与所得の源泉徴収票」、「退職所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」、などが挙げられます。

(1) 給与所得の源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票は、年内に会社が支給した給与や賞与などの総額と、受給者が支払った社会保険料や所得税の金額などが記載された書類です。通常は、年末調整を行ったあとに会社が発行するものです。提出する範囲は、表1のとおりです。

なお、給与等の受給者の住所の市区町村に提出する「給与支払報告書」は、表1の範囲に関係なく、全ての受給者について提出をしなければいけません。

(2) 退職所得の源泉徴収票

令和4年中に、法人の役員に對して退職手当などを支払った場合には、退職所得の源泉徴収票を税務署に提出します。この退職所得の源泉徴収票には、金額の範囲は定められておらず、法人の役員であれば、すべて提出することになります。ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、退職所得の源泉徴収票に代えて、相続税法で規定されている「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになります。

(3) 報酬、料金、契約金及び賞

表1 「給与所得の源泉徴収票」の提出範囲

受給者の区分		提出範囲
年末調整をした人	(1) 法人の役員及び、現に役員でなくても令和4年中に役員であった人	令和4年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、建築士など ※これらの人に給与等として支払っている場合が対象	令和4年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)・(2)以外の人	令和4年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかった人	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人	
	令和4年中に退職した人、災害により被害を受けた人で一定の人	令和4年中の給与等の支払金額が250万円(法人の役員の場合は50万円)を超えるもの
	主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全部
	(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった人	令和4年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

表2 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出範囲

区分	提出範囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサー等の報酬、料金	同一人に対する令和4年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(2) バー、キャバレー等のホステス、パンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(3) 広告宣伝のための賞金	
(4) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対する令和4年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの ※国立病院、公立病院、その他公共法人等に支払うものは不要
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	令和4年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払いを受けた人に係るその年中の全ての支払金額
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する令和4年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
(7) 上記(1)から(6)以外の報酬、料金等	

金の支払調書

令和4年中に、一定の報酬や契約金などを支払った場合には、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出します。提出範囲は表2のとおりです。

(4) 不動産の使用料等の支払調書

不動産や不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や、不動産の上に存する権利の設定の対価を、不動産の使用料等といえます。令和4年中に不動産の使用料等の支払いをした法人と不動産業者である個人は、同一の人に対する令和4年中の支払金額の合計が15万円を超える場合には、不動産の使用料等の支払調書を提出します。なお、法人に支払う不動産の使用料等については、賃借料を除く権利金と更新料等のみを提出します。

2 法定調書の提出方法

これらの法定調書は、令和5年1月31日までに、所轄税務署長に提出します。提出方法は、書面やe-Tax、光ディスク等によって行います。なお、前々年の提出すべきであった法定調

書の枚数が100枚以上の場合には、その法定調書についてはe-Taxや光ディスク等、またはクラウド等による提出が必要です。この枚数については、法定調書の種類ごとに判定します。

法定調書を提出する際には、提出する法定調書を集計した、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を一緒に提出します。

II 償却資産申告書

1 償却資産とは

償却資産とは、土地と家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が損金又は経費に算入されるもののうち一定のものをいいます。

償却資産の種類は、①構築物、②機械及び装置、③船舶、④航空機、⑤車両及び運搬具、⑥工具・器具及び備品、の6種類があります。なお構築物には一定の建物附属設備が含まれます。また、家屋と設備等の所有者が異なる場合、賃借人等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却

資産として取り扱いますので、その賃借人等は償却資産の申告が必要になります。

2 償却資産の申告

令和5年1月1日現在で、償却資産を所有している事業者は、1月31日までに償却資産の申告をする必要があります。申告先は、その資産が所在する市町村（東京都23区については都税事務所）です。

申告の対象となる資産は、事業の用に供することができる資産です。申告が必要な資産には、次のようなものも含まれます。

- ① 他に賃貸している資産
- ② 耐用年数が経過していて償却済みの資産
- ③ 遊休または未稼働の資産
- ④ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの

一方、自動車税や軽自動車税の課税対象となるべきものや、無形固定資産、繰延資産などは申告の必要はありません。また、少額の減価償却資産については、償却方法によって申告の対象になるかないのか異なります（表3参照）。

表3 少額の減価償却資産の取り扱い

（東京都主税局「固定資産税（償却資産）申告の手引き」より作成）

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
(1) 取得価額が10万円未満などで損金算入したもの		申告対象外			
(2) 一括償却資産の損金算入の特例を適用したもの		申告対象外			
(3) リース資産（ファイナンス・リース）		申告対象外		申告対象	
(4) 中小企業者等の少額の減価償却資産の特例を適用したもの		申告対象			
(5) 個別減価償却		申告対象			

（注1） 個人事業主については、「損金算入」を「必要経費に算入」と読み替えてください

（注2） (5)について、個人事業主は取得価額が10万円未満の資産はすべて必要経費になりますので、個別に減価償却することはありません。

新年のご挨拶

新しい年、令和5年が始まりました。

昨年1月1日より施行される予定だった改正電子帳簿保存法は、電子化が義務付けられる企業側の準備不足等の理由により、今年の12月31日まで2年間の猶予期間が設けられています。しかし、その猶予期間も折り返し地点を迎えていますので、計画を持って電子化へ向けた準備を進める必要があります。

今年10月1日から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入され、いよいよ消費税の仕入税額控除の方法が変わります。インボイス発行事業者となるには登録申請が必要で、制度導入時から同事業者になるためには原則、3月末までに登録申請書の提出が必要ですので、免税事業者を含めしっかり対応を考えて準備していかなければなりません。

労務関係では、今年4月1日から中小企業も1か月に60時間を超えて時間外労働をさせた場合は、その超えた部分の労働については大企業同様に50%以上(改正前25%以上)の割増賃金を支払うこととなります。対象となる中小企業に該当する場合には、就業規則の変更を行うことになるかもしれませんので、一度確認が必要です。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

賞与に対する 源泉徴収税額の算出率表

賞与を支払うときに源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、原則として、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(「算出率表」といいます。)」で求めます。

通常の場合(「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合)は、次の手順で源泉徴収する税額を求めます。③の金額が、賞与から源泉徴収する税額です。

- ① 前月の給与から社会保険料等を差し引きます。
- ② 算出率表の甲欄の扶養親族等の数に応じた①の金額の行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わる税率を求めます。
- ③ (賞与から社会保険料等を差し引いた金額)×②の税率

なお、前月中に給与の支払いがない場合または賞与の金額が前月中の給与の金額の10倍を超える場合には、「給与所得の源泉徴収税額表」の月額表を用いた別の方法で税額を求めることになります。

相続時精算課税 〳 国外財産の贈与

Q 父から、A国に所在する土地の贈与を受けましたが、この贈与について相続時精算課税の適用は受けられますか。

A なお、A国においても贈与税が課税(外国税額)されていますが、この取扱いについても教えてください。

父から、A国に所在する土地の贈与を受けました。また、贈与税の計算上、この贈与に係る外国税額を控除することができません。A国の税制により、贈与税が贈与者に課されている場合も、贈与税額控除が可能です。

なお、贈与者に相続が発生した場合に、相続税額から控除する贈与税額は、外国税額を控除する前の税額となります。